

第 7 8 号議案

公の施設の指定管理者の指定の件（加東市やしろ鴨川の郷）

公の施設の指定管理者を次のとおり指定することについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により、議決を求める。

令和 7 年 1 2 月 1 日提出

加東市長 岩 根 正

- | | | |
|---|--------------------------|--------------------------------------|
| 1 | 公 の 施 設 の 名 称 | 加東市やしろ鴨川の郷 |
| 2 | 指定管理者に指定する
団体の名称及び所在地 | 鴨川の郷協会
兵庫県加東市上鴨川 1 0 6 1 番地 1 0 0 |
| 3 | 指 定 の 期 間 | 令和 8 年 4 月 1 日から令和 1 3 年 3 月 3 1 日まで |

第78号議案 説明資料

指定管理者の候補者選定に係る審査の概要について

次の公の施設について指定管理者の指名を行い、指定管理者候補者の選定に当たり公の施設に係る指定管理者選定委員会（以下「指定管理者選定委員会」という。）において審査した。

1 公の施設の名称 加東市やしろ鴨川の郷

2 選考の経過

令和7年 7月25日	指名の通知
8月 6日～8月21日	質問の受付期間
8月 6日～9月 8日	申請書の申込受付期間
10月28日	指定管理者選定委員会 (事業ヒアリング及び候補者選定)
10月31日	指定管理者候補者の決定

3 指定管理者候補者の選定

(1) 選定方法

候補者の選定に当たっては、加東市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則（平成18年加東市規則第40号）で定める市職員等により組織した「指定管理者選定委員会」を設置し、提出書類及びプレゼンテーションに基づき、次の(2)に記載する審査項目について審査した。

区分	氏名	役職等	備考
委員長	小林 勝成	加東市副市長	
委員	三木 秀仁	加東市総務財政部長	
委員	山中 元	加東市総務財政部総務財政課長	
委員	尾崎 佳美	加東市総務財政部管財課長	
委員	岩崎 吉泰	加東市産業振興部商工観光課長	
委員			
委員			中小企業 診断士

(2) 審査項目

審査に当たっては、指名要項に記載した次の審査項目に基づき、評価を行った。

ア 申請者の安定性・継続性及び理念等

- (ア) 運営実績
- (イ) 申請者の安定性・継続性
- (ウ) 団体の経営理念、経営方針等及び法令遵守の取組
- (エ) 指定管理者の指定を申請した理由
- (オ) 施設の現状に対する考え方及び将来展望

イ 施設の運営

- (ア) 年間の自主事業計画
- (イ) 利用者の平等利用に関する方策
- (ウ) 利用者へのサービス向上に関する方策
- (エ) 利用者の要望等の把握及び対応策
- (オ) 利用者等のトラブルの未然防止策と対処方法
- (カ) 施設の利用の促進に関する方策
- (キ) 市や地域との連携、他施設との連携等の方策
- (ク) その他効果的かつ効率的な運営に関する方策

ウ 施設の管理体制等

- (ア) 職員配置等（雇用計画及び労働条件・配置表及び業務分担・勤務体制・研修計画）
- (イ) 休館日、開館時間、利用料金等について
- (ウ) 個人情報保護の措置について
- (エ) 緊急時（防犯・防災等）対策について
- (オ) 施設に必要な資格者の確保策
- (カ) 損害リスクに対する備え

エ 価格について

4 審査結果

(1) 候補者

団 体 名	鴨川の郷協会
代 表 者	会長
所 在 地	兵庫県加東市上鴨川1061番地100
設立年月日	平成10年4月1日

(2) 採点結果表（選定委員 7 名×100 点＝700 点満点中の得点）

審 査 項 目	配 点	申 請 団 体
		鴨川の郷協会
申請者の安定性・継続性及び理念等	175	130
施設の運営	315	261
施設の管理体制等	140	104
価格について	70	56
合 計 得 点	700	551

※「価格について」の評点は、「最低制限価格／申請者の提案額×10点」により算出
最低制限価格は指定管理料の上限額の80％

(3) 選定理由

ア 申請者の安定性・継続性及び理念等について

申請者は、平成23年度から当施設の指定管理の受託者である。また、施設運営を安定して継続的に行うための経営基盤は、赤字の幅が広がっていることが懸念されるものの、中小企業診断士の意見を踏まえ経営に支障はないと判断した。

イ 施設の運営について

集客強化への取組が不十分であり、特に冬場の集客への工夫、当施設の特徴を捉えた差別化が必要であるものの、イルミネーションの設置による閑散期の集客、SNSを活用した集客など利用促進に関して工夫を認めることができる。

ウ 施設の管理体制等について

課題と認識する施設の老朽化に対する対策が不十分であるが、長年の管理の実績から、安定性、継続性は高い。

エ 価格について

指名要項に示した上限額の範囲内である。

以上のことから、指定管理者として適当であると判断した。

5 指定予定期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで